

広島県告示第四百四十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県廿日市市沖塩屋三丁目及び同市丸石一丁目地内			
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示方法及び警戒区域等に関する法律（平成十三年法律第三号）で定める事項	
沖塩屋D（六〇一〇）	急傾斜地の崩壊	沖塩屋D（六〇一〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
丸石（一七六〇）	急傾斜地の崩壊	丸石（一七六〇）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所廿日市支所に備え置いて縦覧に供する。